

消費者ホットラインについて

この度、消費者庁が運用を開始した、全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口を案内する「消費者ホットライン」の概要については、次のとおりである。

1 趣 旨

消費者ホットラインは、「どこに相談すればよいか分からない」「最寄りの消費生活センター（消費生活相談窓口）の電話番号が分からない」といった場合、消費者ホットラインに電話をすることで、身近な消費生活センター（消費生活相談窓口）につながり、解決のための助言等を受けることができる。

2 全国展開 平成22年1月12日

3 電話番号 0570-064-370（守ろうよ、みんなを！）

※居住地の郵便番号を入力することにより、最寄りの消費生活相談窓口に接続するシステムになっている。

4 基本的な接続方法（岡山県）

平日：各市町村の消費生活相談窓口へ接続

※携帯電話で、居住地の郵便番号が分からない場合等は、県消費生活センターへ接続

土日：県消費生活センターへ接続

祝日：国民生活センター（東京）へ接続

※それぞれの接続先が、受付時間外の場合は、時間外のガイダンスが流れる。

〈留意点〉

- ・市町村の電話回線が、ひかり電話、IP電話等の場合は、直接、接続できないため、市町村の消費生活相談窓口の電話番号が案内される。
- ・相談者の電話回線が、IP電話等の場合は、利用できない。

5 参考

○県消費生活センターの相談実績 (件)

	平成20年度（うち電話相談）	平成19年度（うち電話相談）
平日	10,078（8,838）	11,823（10,401）
土曜日	1,101（954）	1,256（1,068）
日曜日	667（524）	776（605）
計	11,846（10,316）	13,855（12,074）

★消費者ホットライン

～平成22年1月12日から実施～

0570-064-370

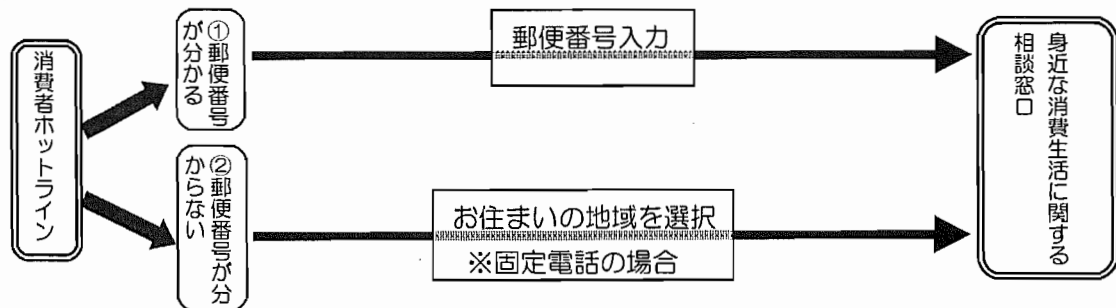
ゼロ・ゴ-・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！

★消費者ホットラインとは？

消費者ホットラインは、消費生活相談への最初の一歩をお手伝いします。一人で悩まずに消費者ホットラインをご利用ください。

※IP電話など一部の電話ではご利用できません。

※イメージ図

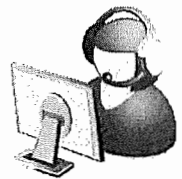


※ガイダンスが流れている間は、通話料金はかかりません。相談窓口へつながった時点から通話料金をご負担いただきます。

★相談窓口で受け付けられない相談もあります

(受け付けられない相談の例)

- ・行政の対応に対する不満や要望（行政相談）
- ・職場での不当な解雇（労働問題）
- ・工場の汚水排出による環境事故（公害） など



- ◆生命・身体に重大な危害を受けた場合、又はその危険が切迫している場合などは、まずは、警察・消防にご連絡ください。
- ◆身近な相談窓口が相談受付時間外の場合や一部の相談窓口では、ガイダンスにより電話番号及び受付時間のご案内をいたします。

消費者ホットラインに関するお問い合わせ先
消費者庁消費者情報課地方協力室
03-3507-9174

消費者ホットライン

検索 